

宇都宮地方裁判所委員会（第34回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成30年11月12日（木）15：30～17：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

青柳章一，荒井雅彦，伊澤雅幸，石井 博，石塚洋史，岩井伸晃（委員長），菊地哲也，田谷浩行，塚本純，寺崎耕，宮原保之

（※ 吉成 剛は欠席）

（説明担当官）

佐藤基裁判官，小倉富雄刑事首席書記官，佐藤宣宏裁判員調整官

（庶務）

佐藤信哉事務局長，大樋裕康事務局次長，浅沼浩幸総務課長，朝比奈奏子総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

菊地委員から，自己紹介があった。

(2) 意見交換テーマに関する説明

委員長から，今回の意見交換テーマ（裁判員制度への参加に関する環境整備の在り方）に関する説明が行われた。

(3) 基本説明

佐藤裁判官及び小倉刑事首席書記官から，裁判員制度への参加に関する現状及びその環境整備に向けた裁判所の取組等について基本説明がされた。

(4) 意見交換の要旨

（委員長）

○ 今秋の裁判員経験者の意見交換会では，昨秋の参加者に比べて，勤務先の企

業等で特別休暇制度が整備されており、職場でも理解があると仰る参加者の方が非常に多かった。今春に裁判員候補者の雇用主・上司の皆様への協力依頼のお願いをして以来、経済界の方でもかなり御尽力いただき、その成果が着実に表れているのではないかと印象である。企業等の就業規則の中には、特別休暇の事由として、裁判員裁判を明示して定めているものや、官公署の要請等のような裁判員制度も読み込める抽象的な表現のものなど、様々な例があるようである。本日は、各界の視点・立場から、そうした各分野の職場における取組の状況等について御教示いただき、また、裁判所がどのようなことに取り組んでいくべきか等について忌憚のない御意見をいただければ有り難い。

(委員)

- 企業の裁判員裁判制度に対する理解という観点で、何社かにヒアリングをしたが、大手と中堅の企業は、ほとんど就業規則に規定を設けている。平成21年度に裁判員制度が施行されたときに、労働基準法7条の公民権行使の保障の規定を基に、裁判員休暇あるいは特別休暇の制度を設けているところが多い。有給、無給の双方があるが、有給休暇がほとんどであった。日数は上限を設けず、裁判員に参加する場合は何日でも利用できるという形態をとっているところがほとんどであった。
- ・ 中小企業へのヒアリングでは、就業規則に特別な規定がなくても、公民権の保障という観点から、社員が裁判員に選ばれば、相当な対応をしようと思っていると回答した企業が何社かあった。
- ・ なお、大手でも中小企業でも、裁判員休暇又は特別休暇の制度を使ったケースがあったかと聞いたところ、実際に使ったケースは把握していないとのことであった。また、候補者にはなったが最終的には選任されなかったと答えた企業が何社かあった。人事・総務担当者に聞いたところ、辞退しているのか一般の有給休暇を使っているのか、実情はよく分からないとのことであった。もしかしたら裁判員のための休暇制度を利用しないで、一般の有給休暇を使って参

加している社員も中にはいるのかもしれない。

- ・ 辞退率の上昇については、裁判員に選ばれる人の多くは企業に勤めている人達のようなが、企業は生産性の向上を図るため人員を最小限に絞っており、働き方改革についても時間外労働の削減、同一労働同一賃金の対応への取組を求められるなど厳しい状況に置かれており、周りの同僚の理解という問題のみならず、裁判員に選ばれる本人も仕事を目一杯持っており、何日かかるか分からない中で、穴をあけた分は自分でカバーしないといけないので、辞退を選ぶ傾向があるのではないかと考える。
- ・ 個人的には、平成31年の10周年を契機とする制度の見直しとして、裁判員を選挙管理委員会の名簿からの無作為抽出だけで選ぶのではなく、くじに漏れた人の中で裁判員裁判に貢献したいと思っている人を次の裁判員裁判にプールして、参加の意欲の高い人を優先する制度に改めることや、70歳以上でも元気で社会貢献の意欲に富んだ多数の高齢者の参加を促進するため、辞退を認める年齢を見直すことを検討すべきではないかと考える。

(委員)

- 市役所においては、人事課に確認したところ、裁判員に選任されて休暇を取得する場合は、特別休暇で対応するとのことである。裁判員固有の休暇制度ではなく、一般条項の中に裁判員裁判も読み込む形となっており、証人としての出廷等も含め、裁判所への出頭を理由とする特別休暇の一形態という扱いであり、この休暇には他の官公署への出頭という事由は含まれない。各地の自治体も、おそらく休暇の形態は当庁と一緒ではないかと思う。
- ・ 人事課では、裁判員裁判への参加のため休暇を取得した職員がいたかという点は把握していない状況である。直属の所属長には裁判所から来た通知を見せているので、本人と所属長は分かっているが、人事課にまで提出を求めているのが実情である。

(委員)

- 教育委員会においても、裁判員裁判への参加を理由とする教職員の休暇については、市役所と同様に、所属長が把握して、特別休暇を取得してもらうという運用である。ただし、県の職員全体に適用されるのかは把握していない。

(委員)

- 企業にヒアリングしたところ、大手と中堅の企業は、就業規則で、一般条項とは別に、裁判員休暇又は特別休暇の事由として裁判員裁判に参加する場合と明示的に規定している。一般に、官公署に公用で出頭する場合を特別休暇の事由とする就業規則の規定については、労働委員会の委員、裁判所の証人、檢察審査会の委員等として出頭する場合がその公用に含まれる旨を具体的に規定するのが通例であり、そうした例示の一つとして規定される場合も少なくない。

(委員)

- 大学の教員や職員の間で、実際に裁判員になったという話はあまり聞かない。大学の教員は、一般の職員とは勤務形態が異なり、裁量労働制なので、特別休暇はあまり問題にならない。それが問題となり得るとすれば一般の職員だと思うが、大学の職員数はそれほど多くないので、事例も少ないと思われる。

- ・ 一般に、辞退率が上昇する要因については、周りの理解というよりも、本人が忙しいときは職場に相談しないで断ってしまうのが簡単であるという個人の意識の問題なのではないかと思われる。

- ・ 辞退率が上がっていることが問題なのであれば、各分野の職場環境の中で裁判員の選び方を工夫するという観点は考えられないか。例えば、現行制度の枠には当てはまらないと思うが、大学の教職員から年に何人の裁判員を出してくれと言われれば出すことは可能である。理念に基づいた無作為抽出の方法で選任している限り、辞退率は増えていくのではないかと思われる。

(委員)

- 医師会でも、医師が裁判員になったという話は聞いていない。大きな大学病院、国立病院機構、日本赤十字、済生会などは、就業規則で裁判における証言

という特別休暇の事由は定めているが、裁判員裁判への参加まで定めているかは確認できていない。

- ・ 医療機関の場合、診療所が多く、その中には医院長を含めて二人で、そもそも就業規則が存在するか定かでないところも一定数あるし、現在、医療界は大変忙しく、救急時の応急義務の問題もあるので、医師についてはなかなか参加が難しい場合が多いのではないかとと思われる。

(委員)

- 10人未満の職場では、就業規則の作成義務はないので、作っていないのではないか。

なお、個人事業主も同様であり、県内の商工会議所・商工会の中には個人事業主の会員が多くいるところもある。

(委員)

- 当新聞社では、裁判員としての活動に必要な最小限の日数を特別休暇として取得することができる。必要最小限をどう読むかという点についても、当社としては、積極的に参加すべきであり、自分の意思で必要と思えば、期間が長くても裁判員特別休暇として対応するというスタンスである。ただ、実際に裁判員になったというケースはまだ聞いていない。

- ・ 辞退率が多いという点については、裁判所も周知に力を入れているということがよく理解できる。参加する側も、仕事の状況から休めなかったり、集中的に審理がされるので1日の拘束時間が長くなったり、争点が多岐にわたると日数も長くなるなど、なかなか参加しづらいというところもあると思う。例えば、実際には非常に難しいとは思いますが、夕方から開廷するとすれば、働く側も早い時間帯に仕事を済ませて参加することも可能かもしれないし、土日を開廷するとすれば出席率が上がる可能性はある。時間の設定の面で工夫することで参加のしやすさを考えるのも一つの方法かと思われる。

(委員)

- 実際、審理日数はどうなっているのか。ある裁判所では審理に200日かかったということも報道されているが、全般に長くなっているのか。

(佐藤裁判官)

- 裁判員裁判が始まった当初は、3日ないし5日が多かったが、最近では1週間、10日、2週間と伸びている傾向にある。審理日数が伸びた理由は大きく分けて2つあると思われる。第1は、審理の方法が、従来の裁判官裁判のように書類を中心にみるのではなく、法廷で被告人や証人の話を聞いて判断する方向に大きく切り替わったことであり、証人尋問を中心とすると相応の時間が掛かる。第2は、評議の時間を多く取るようになったことである。裁判員に十分に意見を出していただいて最終的な結論を出すためには、一定程度の時間がどうしても必要となる。とはいえ、裁判員の方々にはそれぞれ御都合があり日程を調整して参加していただいているため、日数には限度があるので、審理の工夫として、争点や判断する項目を絞り込み、必要最小限の日数の範囲内に収めるように取組を行っているところである。

(委員)

- 調停協会の方でも、調停委員やその知り合いで裁判員になったことがあるという話は聞いたことがない。
 - ・ 裁判所は、今後も、粘り強く広報活動を続けていく必要がある。
 - ・ 70歳以上は辞退できるということだが、70歳以上の方が軒並み辞退するようであれば、元気な方も多いので、法律を改正して高齢者の参加を促進するという考えられるかと思う。

(委員)

- 一番の問題は働いている人が会社の関係で参加しやすいかどうかではないか。少なくとも、大企業・中規模の企業は就業規則もあり、それほど深刻な問題ではないように思う。他方、零細企業の方々には、個人事業主も含めて、仕事に代替性がないことが多いので、事実上仕事を抜けにくく、参加しにくいことはい

かんともし難いことであり、この点を改善することはそもそも難しいのではないかと思わざるを得ない。

- ・ 弁護士の視点から参加しやすい環境整備の方策についてみると、制度設計に関しては、裁判員制度の基本的思想と絡んでくるので、改善案はなかなか出しにくいと個人的には思っている。その一方で、国がこのような制度を設けて、国民の義務かつ大事な役割として裁判員の選任を行っている以上、崇高な使命を果たしていく上でやりやすい環境を国が準備しなければならない。例えば、裁判員の負担に見合った評価の示し方として、日当の金額を引き上げることや、裁判員の負担を減らす観点から、裁判員は事実認定だけを担当し、量刑は職業裁判官が担当するという制度に改めることなどが考えられるのではないかと。
- ・ 無作為抽出の選び方の見直しの当否に関しては、国民の司法参加という裁判員制度の基本的思想との関係で、なるべく広い母数から作為を加えず平等に抽出し、その方々に審理してもらおうという制度として設計されている以上、希望者に裁判員になってもらうなどのやり方が良いかということと必ずしもそうでもなく、やりたい人にやってもらうというのも逆に良くない面も出てくるのではないかとと思われる。

(委員)

- 検察庁でも裁判員に関する広報はある程度実施している。ホームページに掲載することのほかに、矯正展とヒューマンフェスタというイベントを年4回ほど行っているが、そのような方法もそろそろ限界に来ているという印象がある。
- ・ 環境整備については、皆様のお話を聞いていて休暇扱いにはしてもらえないということで、ある程度の手当てができていていると感じている。ただ、仕事が忙しく、周囲に迷惑をかけてしまうという意識がなお根底にはあるような気がする。その点は、最近では政府も働き方改革を推進し、ある程度休みやすい環境となるように政策の実行に着手したばかりなので、これから少しずつ変わってくると思うが、引き続き時間を掛けて環境整備に取り組んでいく必要があるだろう。

- ・ 審理日数については、証人尋問を行うと、どうしても伸びてしまう。検察庁としても、証人に対し、出廷のためかなりお願いをして日程を調整している状況にある。例えば、裁判員候補者に、期日指定を避けてほしい時期を聞いてみたり、日程等に関する相談に応じたりするのも一つの方法ではないか。
- ・ 理念上は、無作為に選ばれた人に裁判員を務めていただくのは理想ではあるが、それが制度上難しく、その点が根本的な問題なのであれば、何らかの手当てを行わざるを得ないと思われる。

(委員)

- 対応可能な人を裁判員に選ぶとなると、そもそも裁判員で裁判を行うという意味があるのか、それなら職業裁判官だけでやればよいのではないかという根源的な問題に行き当たってしまう。個人としては裁判員裁判を推進する意見は持っていないが、制度の在り方として考えると、広く国民の中から裁判に関係のない人たちに関与してもらって裁判を行うのが制度の趣旨であるから、意欲のある人に裁判をしてもらおうとなると、そういう問題が隘路になると思う。
- ・ 審理期間について裁判官にお尋ねしたい。書面よりも尋問を重視する今の審理方法であれば裁判員裁判を行うには相応の日数が必要ということか、それとも施行後の10年で事件の質が変わってきているのか。

(佐藤裁判官)

- 否認事件だと、証人尋問の必要性が当然に出てくるので、相応の日数が必要となる。自白事件だと、被害者や目撃者の供述調書をどう調べるかが問題となり、以前は検察官が作成した調書を読み上げ、これだと短時間で終わるので日数は少なかったが、最近では被害者や目撃者など重要な証人は裁判所に呼び、裁判員に疑問点を質問してもらって判断する運用となっており、否認事件ほどではないものの、やはり一定の日数を要するという印象である。

(委員)

- 私が初期の裁判員裁判に関わっていた当時は、自白事件であれば、書類の必

要な部分を抄本という形で必要最小限提出する形で行っていたが、今の審理方法だと、言葉でのやり取りが入るので、相応の時間が掛かってしまう。証人として被害者、目撃者などをどこまで呼ぶかという点からも、その人数が増えればその分だけ審理日数も長くなることになる。

(委員)

- 裁判員裁判の場合、裁判員の負担をいかに軽くするか、それによって円滑に裁判員裁判を運営する点も大事な問題として考えていく必要はあるが、そもそも刑事裁判の主体は被告人であり、被告人を正しく裁くことを第一に考えていかなければいけないので、単に速く審理をすればよいということにはならない。正しく審理をするには必要な手続があるのであり、一定の日数が掛かるのは必然であり、その意味で、なかなか答えが出ない問題を設定したのが裁判員裁判であるという印象がある。

(委員)

- 警察では、日頃から自治体主催のイベントに積極的に参加し、犯罪抑止、事故抑止、地域安全運動など、各種の広報活動を行っている。来年で制度10周年ということで、裁判所の方でも、広報活動を最大限に実施して制度の周知を図っていかれることと思うし、企業への直接的な働きかけも続けていく必要があると考える。民間企業は利益に直結しない制度はあまり関心を持ちにくい面もあるかもしれないので、日当の金額を増やすことができれば、参加の意欲にはつながると思う。

- ・ 来年で裁判員制度施行10周年となるが、小学生、中学生などの教科書には裁判員の記述が掲載されているのか。

(委員)

- 教育課程上、中学生・高校生の社会や公民の教科書には裁判員の記述が掲載されている。また、模擬裁判への参加など、法教育のチャンネルは幾つかある。高校には、裁判官に出前講義に来ていただいたこともあり、周知のチャンネル

もある。

(委員)

- 裁判員制度の広報においては、制度の理念をどう伝えるかという観点と法教育という観点から改めて考えてみる必要がある。前者の観点からは、出席率や辞退率の上昇・下降に関しては、必ずしも目先の変動にこだわる必要はなく、理念が正しく伝わっているのであればそれでよいと考えることになる。後者の観点からは、市民の義務として、負担はあっても誰かが裁かなければいけないときには参画すべきであるというのが公民的資質であり、そのような観点を小学生から大学生に至るまで伝えるという視点を持ち続ける必要がある。裁判員制度の広報は、目先の辞退率の数字を考えるよりも、広い観点で裁判所の責務として行っていくというスタンスで進めた方がよいと思う。

(委員)

- 裁判員制度施行10周年の節目に当たり、どのように報道しようかということを中心に社内で話している。メディア側も、施行当時は、法廷で繰り広げられる内容を弁護士・検察官の一言一句まで報道し、判決後は記者会見を開いて裁判員経験者に取材をしていたが、回数を重ねるごとにどこまで報道するかを見直してきた結果、現在では一般の裁判官裁判と同様の扱いになっている感がある。日々の紙面を見ていると、向き合い方が熱しやすく冷めやすいという印象があり、現在では取材も軽くなっているような気がしており、そういうところを国民の皆さんも薄々感じ取ってしまっている面もあるのではないかと思われる。こうした取材や報道の在り方についても、10周年を契機に見直すべき点がないかを考えてみたいと思っている。

(委員)

- 先ほど経済的な支援について議論があったが、精神的な負担に対する支援も大切であると考えている。資料を見ると、選ばれる前の気持ちとして、あまりやりたくなかった、やりたくなかったというのが合計で50パーセント弱あるが、

経験した結果九十数パーセントの方々がポジティブな感想を述べており、これこそ裁判所はPRしていくべきではないか。このようなプラス面のデータは、裏表紙の小さい範囲で掲載するのではなく、積極的に打ち出すべきではないか。

(委員)

- 課題はあると思うが、方法論についてはいろいろ工夫する必要があると思う。データを見て思ったが、アルバイト・パートの方々にとっては出席しづらいのではないかという印象を持った。日当という金銭面からみると、裁判員の出廷の方が魅力的だと思われるが、仕事面から考えると、正社員よりも言い出しにくいのではないか。制度施行から間もなく10年が経ち、いろいろ課題が見えてきているので、いろいろな方々の話を聴き、知恵を借りて運営していくべきである。

(委員長)

- 本日は、いろいろと貴重な御教示・御意見をいただき、心から深く感謝申し上げます。来年の裁判員制度10周年を迎えるに当たり、国民の皆様にとってより参加しやすい環境の整備に向けて、裁判所としては今後も最大限の努力を続けてまいりたいと考えており、引き続き御教示と御協力の程をお願い申し上げます次第である。

(5) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、平成31年5月に開催することとされた。

以上